

板橋区地域包括支援センター地区ネットワーク会議設置要綱

(平成28年7月4日 区長決定)

(設置)

第1条 板橋区地域包括支援センター事業実施要綱(平成18年3月9日区長決定)に基づき、板橋区地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)が各地域における地域包括ケアシステムを実現するために、保健・医療・福祉等の関係機関、介護保険事業者、福祉サービスを行うNPO、ボランティア団体、地域住民等との顔の見える関係づくりを図り、地域包括支援ネットワークを構築するため、板橋区地域包括支援センター地区ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(会議の設置単位)

第2条 ネットワーク会議は、別表に掲げる各地域に設置する。

2 運営上必要がある場合は、各地域合同で開催することができる。

(所掌事項)

第3条 ネットワーク会議は、次の事項について協議する。

- (1) 支援センター及び各機関・団体間の相互情報交換に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携に関すること。
- (3) 認知症の予防・早期発見・支援に関すること。
- (4) 虐待防止活動、消費者被害防止活動、成年後見制度の活用等の権利擁護活動に関すること。
- (5) 高齢者見守り体制に関すること。
- (6) 関係機関との調整に関すること。
- (7) 支援センター業務の実施計画及び運営に関すること。
- (8) その他地域包括支援ネットワーク構築に関すること。

(構成)

第4条 ネットワーク会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 介護保険事業者
- (4) 区民の代表
- (5) 支援センター
- (6) 区職員
- (7) その他区長が必要と認めるもの

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、支援センター長が招集し会議を主宰する。支援センター長に事故があるときは、あらかじめ支援センター長の指名する者がその職を代理する。

2 ネットワーク会議は、年2回以上開催することとし、必要に応じて随時開催するものとする。

(その他会議との関係)

第6条 地域包括支援ネットワーク構築のため、「板橋区地域ケア会議」と密接な連携を図るものとする。

(報告)

第7条 各委員は、所属する機関・団体に、ネットワーク会議の議事内容等を報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実費弁償)

第9条 委員に、会議参加1回につき実費弁償を予算の範囲内で支払うことができる。

(事務局)

第10条 ネットワーク会議の事務局は、支援センターに置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議のために必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

ブロック	地域 (地域センター単位)	担当地域包括支援センター (★主催地域包括支援センター)
板橋	板橋	★加賀
	熊野	★熊野
	仲宿	★東板橋
	仲町	★仲町
	富士見	東板橋
		★常盤台
上板橋	大谷口	★小茂根
	常盤台	常盤台
		★上板橋
	中台	★若木
	前野	★前野
	桜川	★小茂根
		上板橋
赤塚	下赤塚	★四葉
	成増	★成増
		三園
	徳丸	★徳丸
志村	清水	★清水
	志村坂上	★志村
	蓮根	★坂下
高島平	舟渡	★舟渡
	高島平	三園
		舟渡
		★高島平